

とよたおいでんバス（豊田・渋谷線）における バス停留所上屋の整備及び維持管理に関する提案募集 募集要項

本募集要項は、とよたおいでんバス（豊田・渋谷線）におけるバス停留所上屋の整備及び維持管理に関する事業提案を募集するため、提案に必要な要件や選定手続等の事項を定めるものである。

1 目的

豊田市では、とよたおいでんバス利用者の利便性向上のため、バス停留所上屋を整備している。新たなバス停留所上屋の整備にあたり官民連携による整備及び維持管理方法を検討しており、この観点から豊田・渋谷線をモデル路線とし、事業者の提案を募集することとする。

【豊田・渋谷線について】

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/koutsu/bus/1056312/index.html>

2 参加要件

- (1) 法人であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 提案日時点において、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (4) 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者を、法人内に含んでいないこと。
- (5) 他の提案者との間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

3 提案に際しての条件

- (1) バス停留所上屋は、提案者が主体となって設計・整備すること。
- (2) 新規でバス停留所を設置する予定である豊田市駅東（別紙位置図参照）において、令和8年4月1日にバス停留所上屋の供用開始が可能であること。
- (3) 下り方面（北側）にデジタルサイネージ（時刻表等を表示）を市で設置する予定であり、デジタルサイネージとバス停上屋の一体的な整備方法について市と協議可能であること。

4 提案書等の提出書類

申込みフォームから電子で提出するものとする。※後述参照

(1) 本業務への提案や意見

- ① 整備・維持管理等のスキーム
- ② 整備・維持管理に関する費用負担の考え方
- ③ その他提案に関する強み・独自性

(バス運行事業者(豊田市)やバス利用者等にメリットのある事項)

(2) 工程計画(豊田市駅東バス停留所上屋の設置について)

(3) 上記提案スキームにおける業務実績

<注意事項>

(1) 次のいずれかに該当することが発覚した時点で提案を無効とします。

- ① 募集要項に示した参加要件を満たさない者の提案
- ② 提案に虚偽の記載をした者の提案
- ③ 募集要項に示した提案に際しての条件に違反した提案
- ④ 審査の公平性を損なう行為をした者の提案

(2) 提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とします。

(3) 提案は1法人につき1つとします。

(4) 必要に応じてヒアリングを実施する場合がございます。

5 募集手続の流れ

(1) 全体スケジュール

	内容	期日、期間等
1	募集要項掲載	令和7年2月21日(金)
2	提案受付	令和7年2月21日(金)～令和7年3月14日(金)
3	審査	令和7年3月17日(月)～令和7年3月19日(水)
4	審査結果通知	令和7年3月21日(金)

(2) 募集要項に対する質問及び回答

募集要項の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出してください。

受付期限：令和7年3月10日(月)

受付方法：電子メールのみ

メールアドレス：koutsu@city.toyota.aichi.jp

(メールの件名は「バス停留所上屋整備提案」と記載する。)

回答：質問受理から3営業日以内に電子メールにて回答

(3) 提案内容の受付

受付期間：令和7年2月21日（金）から令和7年3月14日（金）まで

提出方法：申込みフォームから電子申請

(https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=112366)



7 評価方法

(1) 評価手順

以下の手順で評価を行います。

ア 「評価基準」について、項目番号ごとに採点します。

イ アを合計し、最高得点の者を最優秀提案者とします。ただし、最低基準点（53点）以上の者とします。

(2) 最優秀提案者の決定方法

提案者が一者の場合でも審査を実施し、最低基準点（53点）に達しない者は最優秀提案者としません。

8 事業の検討

審査結果から最優秀提案を提出した者と豊田・渋谷線におけるバス停留所上屋整備及び維持管理の事業化に向けた検討を開始します。

9 結果の通知

評価の結果を令和7年3月21日（金）に各提案者に通知します。

問合せ 豊田市都市整備部交通政策課 担当：金田、古山

電話：0565-34-6603

FAX：0565-33-2433

メールアドレス：koutsu@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

【位置図】



縮尺 1 : 2500
105 0 10 20 30 40 50 60 70